

東北帝国大学理科大学開設当初における大学規程と入学手続き －門戸開放と女子学生の誕生－

加藤 諭

はじめに

本稿は、東北帝国大学に女性の大学生が入学することとなる過程について、大学規程の変化に着目して分析を行うものである。帝国大学令にもとづく法律上での「大学」が東京帝国大学、京都帝国大学、東北帝国大学、九州帝国大学の四大学に限られていた一九一三年段階において、東北帝国大学が牧田らく、黒田チカ、丹下ウメの三名の女性に対し、その入学を許可したことは日本における女性の大学生の誕生として位置づけられている¹⁾。この女性の大学入学については、寺崎昌男や湯川次義、谷脇由季子の一連の研究があるほか²⁾、戦前期における女性の高等教育の全体像については、天野郁夫、伊藤彰浩、佐々木啓子、橋本紀子、村田鈴子らによって分析がなされてきている³⁾。また戦前期の東北帝国大学を事例とした女性の学生や研究者の動向については、永田英明の研究や、『東北大学五十年史』『東北大学百年史』等の大学史編纂での成果があげられる⁴⁾。また澤柳政太郎の東北帝国大学総長期の教育思想については、影山昇、水内宏、新田義之、三和義武らが分析している⁵⁾。

これら一連の先行研究からは、東北帝国大学初代総長澤柳政太郎の女性教育観、東北帝国大学の入学学生数の推移、牧田らく・黒田チカ・丹下ウメらの入学前の所属環境などが明らかになってきている。一方で、入学の根拠規程となった東北帝国大学理科大学規程の変遷、当該期における東北帝国大学の学生募集の全容の中での位置付け等については、なお不明な点も残されている。そこで本稿では、東北大学史料館が所蔵する歴史公文書を分析し、東北帝国大学草創期の理科大学規程改正の変遷を抽出するとともに⁶⁾、一九一三年時における入学者募集から入学許可までの流れを詳細に明らかにすることで、日本初の女性の大学生誕生とその経緯について、東北帝国大学がどのように進めていったのか、手続き方法と時系列について実証的に解明したい⁷⁾。

一、東京女子高等師範学校からの入学に関する照会

最初に東北帝国大学に入学した女性の一人である黒田チカは志願のいきさつについて、次のような回想を残している。「大正二年のはじめのころ、仙台の東北帝大から、女子に対しても学問の門戸開放の沙汰が伝えられた。とくに東京女高師（※筆者注：東京女子高等師範学校）では数学科の牧田らく氏を同大学に進学せしむる意向であった。長井先生⁸⁾はこれをきかれ化学科からも是非同様志願するように私に熱心なご勧告があり、さらに中川校長⁹⁾のところまで自ら進言にお出かけになったほどであった。帝大でせつかく女子に門戸を開放されたのに志願者がいないのは、店を開いたのに買手がないようで非常に遺憾であるから、日本女子大においても長井先生の多年のご指導に依り中等教員の資格を得られた丹下うめ氏が帝大志願の資格があられるから、同様志願者となられたのであった。但し女子の大学志願は最初の企であり、見当がつかかね、きわめて心配の点が多かった。しかし先生のご熱心なお言葉に励まされ、勇気をふり起こし受験したのであった¹⁰⁾」。

この回想を裏付ける史料として、東北大学史料館所蔵の『教務書類（甲）大正二年度』には、一九一三年五月六日に中川謙二郎東京女子高等師範学校長から澤柳政太郎総長に宛てた、「入学ニ関スル件」が所収されている。これは当時東京女子高等師範学校で奉職していた牧田らく、黒田チカについて、東北帝国大学への入学が許可されるのかどうかを問い合わせたものであった。牧田らくについては、「右ハ貴学理科大学ニ入学数学科研究希望ノ処本人卒業後ハ当校ニ採用致度予定ニ付特ニ御詮議相成度尚本人ハ服務ノ義務年限内ニ在ルモノ故入学許可セラルヘキ場合ニハ右猶予ノ儀文部大臣許可ヲ受ケザルヲ得ザル次第ニ依リ入学許可ニ関シ前以テ御内意御知ラセヲ請ヒ度此段照会ス」と記載されており、黒田チカについては、「右ハ貴学理科大学ニ入学化学科研究希望ノ処本人ハ頭書現職者ニツキ入学許可セラルヘキ場合ハ差向休職ヲ命シ尚卒業後ハ当校ニ採用致度予定ニ付特ニ御詮議相成度右ニ就キ入学許可ニ関シ前以テ御内意御知ラセヲ請ヒ度此段照会ス」とある¹¹⁾。

その後、同年五月二日、江澤駒路についても中川謙二郎東京女子高等師範学校長から、同年五月九日から第二代総長となっていた北条時敬に宛てた「入学ニ関スル件」が送付される¹²⁾。ここでは「右ハ貴学理科大学ニ入学物理学ヲ修メ度希望ノ処本人ハ頭書現職者ニツキ入学許可セラルベキ場合ニハ退官ノ上入学スヘク尚卒業後ハ当校ニ採用致度予定ニ付本人出願ノ上ハ然ルベク御取計相成度右御依頼ス」という照会文となっている¹³⁾。当時黒田チカは助教授兼助教諭、牧田らくは授業嘱託であったが、いずれも東京女子高等師範学校の在職として籍を残しつつ、東北帝国大学に入学するという。一方、江澤は助教諭の立場であったが、退官して入学する方向である、というように受験に際しての身分保障に違いがあったようであるが、いずれも大学卒業後は、東京女子高等師範学校に戻ってもらうことが前提という内容となっている。東京女子高等師範学校は、現職教員の育成の観点から卒業後のことも想定した上で、彼女ら三名の東北帝国大学への入学を勧めていたことがわかる。

もっとも確認した限り、牧田らくや黒田チカは、東北帝国大学で本科生として学生であった全期間休職扱いであったわけではなかった。のちに黒田チカが一九二九年の学位論文申請の際に提出した履歴書では、東京女子高等師範学校助教授兼助教諭の履歴は一九一三年九月までとなっており、東北帝国大学入学時には、現職のままであったかどうかの記述は無い。再び東京女子高等師範学校との関係が記載されるのは、一九一八年九月に東京女子高等師範学校教授を拝命した時からである。ちなみに一九二一年に在外研究員として留学する際の履歴は「現職ノ俟在外研究員トシテ英国オックスフォード大学ニ於イテ有機化学研究」となっており、留学時の身分は明確となっている。この点について、東京女子高等師範学校が各年発行していた『東京女子高等師範学校一覧』から、この時期の状況を確認してみたい。

『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覧 自大正二年四月至大正三年三月』では一九一三年六月三〇日時点での職員として、牧田らくは授業嘱託、黒田チカは助教授兼助教諭の身分で名前が見られ¹⁴⁾、この記述は『教務書類（甲）大正二年度』に所収されている、中川東京女子高等師範学校長からの照会文書にある、牧田らく、黒田チカの身分と一致している。その後一九一四年に発行された『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覧 自大正三年四月至大正四年三月』では、牧田らくの名前は職員欄から消え、黒田チカは休職扱いとなっているが¹⁵⁾、さらに翌年の『東京女子高等師範学校一覧』では、一九一五年六月三〇日調の職員欄から黒田チカの名前も消えている¹⁶⁾。黒田チカが卒業する直前¹⁷⁾、一九一六年六月三〇日調による、東京女

子高等師範学校の職員欄にも、牧田らく、黒田チカの名前はやはり明記されておらず、休職扱いとされている四名（教諭の加藤セツ、教諭兼助教授の津田福、助教授の須磨サダ、助教諭兼訓導の吉田キク）にも含まれていない¹⁸⁾。牧田らく、黒田チカの名前が再び現れるようになるのは、一九一七年からであり、同年六月三〇日調では、牧田らく、黒田チカともに講師（嘱託）の身分で職員欄に記載されている¹⁹⁾。そして一九一九年六月三〇日調になると、黒田チカは教授、牧田らくは結婚し姓が変わり、金山らくの氏名で講師（嘱託）として記載されるに至る²⁰⁾。このことから、牧田らくは一旦職を辞した上で、東北帝国大学に入学し、黒田チカは一年程度休職扱いとされたものの、その後はやはり一旦職を辞した上で東北帝国大学に在籍し、一九一六年七月に卒業後、両名は講師（嘱託）として再び東京女子高等師範学校の職に就いた、と考えるのが妥当であろう。

さて、一九一三年五月六日に中川東京女子高等師範学校長から澤柳政太郎総長に宛てた、「入学ニ関スル件」の返答については、同年五月八日付で起案、十三日に発送された文書の控えが『教務書類（甲）大正二年度』に残されている。これによれば「本月六日付庶丁第一八号ヲ以テ牧田ラク外一名ノ本学理科大学ノ入学ニ関シ御照会ノ趣了承右ハ規程第十六条第三号ニ依リ入学試験ヲ行ヒ尚入学志願者予定人員ニ超過ノ際ハ選抜試験ヲ施行」した上で、入学許否を確定するとした回答がなされている²¹⁾。数学科は林鶴一、化学科は真島利行の手書きの印が記されており、両学科同意のもとでの回答であったことがわかる。規程というのは、東北帝国大学理科大学規程のことを指したものである。

二、東北帝国大学理科大学規程の制定と改正

一九一一年四月一日、文部大臣から制定許可された、東北帝国大学理科大学規程では、入学に関しては第一四条から第一六条は以下のように規定されていた。

「第十四条 高等学校大学予科第二部ヲ卒業シタル者ハ本学ニ入学スルコトヲ得

前項ニ依ル入学志望者ノ数当該学科ノ定員ニ超過スルトキハ仮入学ヲ許シ更ニ高等学校大学予科中ノ科目ニ就キ選抜試験ヲ施行シ其ノ成績優等ナル者ヨリ順次入学ヲ確定ス

第十五条 選抜試験ヲ受ケテ入学スルコトヲ得サリシ者ハ次学年ニ於テ他ノ入学志願者ニ先チ試験ヲ須井〔キ〕ス入学セシム

第十六条 左ニ記載スル者ハ第十四条ノ入学志望者ヲ収容シ尚欠員アル場合ニ限り入学スルコトヲ得

一帝国大学学生ニシテ転学ヲ望ム者

二高等師範学校本科数物化学部其ノ他文部大臣ニ於テ高等学校大学予科同等ト認メタル学校ノ卒業生

三本学ニ於テ適当ト認ムル学歴アル者ニシテ本学ニ於テ便宜施行スル入学試験ニ及第シタル者²²⁾」

一九一一年、東北帝国大学理科大学の開設に当たり、同年六月一日東北帝国大学庶務課において第三七二号「理科大学入学ニ関シ大学予科同等ト認ムヘキ学校指定方ノ件」が起案され、ここでは四月に制定された、東北帝国大学理科大学規程第十六条第二号に該当する学校を、東北帝国大学農科大学大学予科、直轄各高等工業学校、鉾山専門学校とする案が示されている²³⁾。同年六月一九日付で文部省専門学務局長福原鏗二郎から東北帝国大学総長澤柳政太郎に宛てて、提案了

承との返答があり、より具体的に「東北帝国大学農科大学大学予科、東京高等工業学校、大阪高等工業学校、名古屋高等工業学校、仙台高等工業学校、熊本高等工業学校、米澤高等工業学校、鉾山専門学校²⁴⁾」が該当する学校としてこの認定を通知することが記載されていた。この通知は同年六月二六日の官報で「文部大臣ハ東北帝国大学農科大学大学予科、東京、大阪、熊本、名古屋、仙台、米澤ノ各高等工業学校及秋田鉾山専門学校ノ卒業者ヲ東北帝国大学理科大学ノ入学ニ関シ高等学校大学予科卒業者ト同等ノ学力ヲ有スル者ト認メタリ」と公表されることとなる²⁵⁾。

また、同年六月二四日「官報原稿送付ノ件」として東北帝国大学は、学生募集広告の官報掲載を文部大臣官房文書課に依頼、同年六月二七～二九日にかけて、学生募集広告が官報に掲載された²⁶⁾。この官報で募集された学生募集は、第十四条規程に基づく高等学校大学予科二部、すなわち高等学校から帝国大学の工科大学、理科大学、理工科大学、農科大学を志望する学科からの入学志望者で欠員が生じた場合の措置であった²⁷⁾。この年の東北帝国大学理科大学への入学志望者中、高等学校大学予科からの卒業者が八名であり、東北帝国大学理科大学四学科（数学、物理学、化学、地質学）の各定員一〇名、計四〇名の入学定員が充足していなかったことによる²⁸⁾、東北帝国大学理科大学規程第十六条に基づく欠員募集だったのである。この時の欠員募集対象は数学科および物理学科の学生であったが、このときの学生募集では、上記文部省と東北帝国大学とのやり取りを踏まえ、第十六条第二号に係る募集条件が以下のように示されている。「一 規程第十六条第二ノ志望者ハ高等師範学校数物化学部卒業者ノ外学習院高等学科、東北帝国大学農科大学附属大学予科及文部省直轄各高等工業学校ノ卒業者」また、第十六条第三号に係る募集条件は以下のように示されていた。「二 規程第十六条第三ノ志望者ハ中学校若クハ師範学校ノ数学(算術、代数、幾何、三角法)又ハ物理ノ教員免許状ヲ有スル者トシ其免許状ニ相当スル学科ニ入学ヲ志望スルコトヲ得但シ本文ノ志望者ニ対シテハ考査ノ上英、仏、独語ノ内志望者ノ選択スル一外国語ニ就キ専攻学科ニ関スル原書ヲ読ミ得ル程度ニ於テ入学試験ヲ課ス²⁹⁾」。入学志望者の受験は九月五日とされていた。

こうした官報の学生募集内容を読み解くと、第十四条で規定する、いわゆる正系入学と位置づけられる、高等学校予科からの卒業生で定員を充足しない場合において、第十六条で列記する他の帝国大学からの転学者および、傍系入学と位置づけられる高等師範学校、高等学校大学予科同等と認められる学校から入学を受け入れることになっていたことが分かる。そして、正系入学からの入学者で定員が充足しない場合には、同じく第十六条でもう一つ東北帝国大学への入学ルートが設定されており、それは中等教員免許受領者で語学試験を合格した者であった。

この年の入学試験日程は一日のみ示されていたが、その後、東北帝国大学理科大学規程は一九一二年三月一八日に改正され、第十六条第一号の「尚欠員アル場合ニ限り」の下に「各其相当学科ニ」の文言を加え、第十六号第二号ノ高等師範学校本科数物化学部」の下に「博物学部」を加えることとなった。その後さらに四月一〇日の追加改正で第十六条に以下の一項が加えられた。「前項各号ノ志望者ノ数当該学科ノ定員ニ超過スルトキハ選抜試験ヲ施行ス其試験及入学確定ハ第十四条第二項ノ例ニ依ル³⁰⁾」。第十六条で規定される入学志望者が定員を超える場合は、選抜試験が課せられ、成績順で合否判定をすることが明示されたのである。

その上で、一九一二年七月二日から四日にかけて、第十六条に基づく、東北帝国大学理科大学数学科および物理学科の学生に関しての欠員を、学生募集として官報に掲示した。同年三月の改正によって、試験期間は複数日となっており、同年八月八日に体格検査、八月九日に「高等学校

卒業程度ノ入学試験ヲ受ケテ入学ヲ希望スル者及第二学年以上ニ入学ヲ志望スル者ニ対シ入学試験」を施行、八月一〇日「規程第十六条第三ノ志望者即チ中等教員免許状所有者ニハ其選抜スル英独仏語ノ一ニ就キ専攻学科ニ関スル原書ヲ読ミ得ル程度ニ於テ入学試験」を課し、八月一日「入学志願者ノ数各学科トモ収容人員ニ超過スル見込ニ付キ」数学科は解析幾何、物理学科は物理学の試験を行う、そして八月一二日数学科はさらに微分積分の試験を行う、という日程が公表された³¹⁾。

一九一二年においては、数学科の募集に対し中等教員免許状受領者二名が、東北帝国大学理科大学規程第十六条第三号に基づく受験者であり、そのうち一名が合格している。物理学科では中等教員免許状受領者が一名受験し、合格者は出ていない³²⁾。また、一九一二年の高等学校からの入学者は、数学科は無し、物理学科は五名、化学科は六名、地質学科は六名と定員一〇名に対し、いずれの学科も充足していない。このため官報での学生募集は、当初すべての学科を掲載することが想定されていたようである³³⁾。しかし、事前の受験照会等ですでに一定数の受験者数が見込まれていた化学科、地質学科は官報での募集を行わなかった。このため、同年度の化学科、地質学科においても官報で募集しなかつただけで、傍系入学者は一定数おり、地質学科においては、第十六条第三号の規程に基づく中等教員免許状受領者の資格での受験者は三名おり、そのうち一名が合格している。

ただし化学科においては、東京高等師範学校、東京高等工業学校、仙台高等工業学校、東京高等工業学校附設工業教員養成所、臨時教員養成所からの受験生はいたものの、中等教員免許状受領者資格での受験生はいない³⁴⁾。

いずれにしても、一九一一年から一九一二年にかけて東北帝国大学の傍系入学の仕組みは段階的に整備されていたものの、どの程度高等学校等からの進学者で定員が埋まり、東北帝国大学理科大学規程第十六条第三号に基づく募集人員は何名程度なのか、という情報は十分告知されていたとはいえ、また官報で学生を募集するか否かについても、学科毎に対応が分かれていたのである。

一九一二年一二月一四日、東北帝国大学は、東北帝国大学理科大学規程について、第十四条中「第二部」の下に「又は東北帝国大学農科大学大学予科」を加えること、第十六条第一項第二号中「卒業者」の下に「ニシテ本学第一学年ノ教授ヲ受クルに堪フル者」を加えること、第十四条による入学志望者の入学願書期日を六月一五日から六月二〇日に変更すること、第十七条に新たに第二項として「第十六条ニ依ル入学志望者ニ関シテハ毎年六月廿一日以後ニ於テ其募集ノ有無ヲ官報ニ公示」することなどの改正案を文部省に提出した。東北帝国大学農科大学大学予科を第十六条第二号に該当する学校としてではなく、第十四号規程に位置づけるべく規程を改正したことは、一定数の東北帝国大学進学者確保策であった³⁵⁾。

また、合わせて文部大臣において高等学校大学予科同等と認める学校（第十六条第二号規程）に、盛岡、鹿児島農林学校、千葉、仙台、金沢、長崎の各医学専門学校、東京帝国大学医学専門部薬学科、京都高等工芸学校、各種官立教員養成所、高等師範学校数学専修科、私立明治専門学校、私立早稲田大学工科を追加することも要請した³⁶⁾。これは一九一三年における東北帝国大学志望者へのさらなる門戸開放を意味するものであった。

これに対し、文部省からは一九一三年一月四日、文部省専門学務局長松浦鎮次郎名で、文部大臣が高等学校大学予科同等と認める学校に関し、「(イ) 高等農林学校卒業生ハ貴学理科大学ノ何

科ニ編入セラルル御見込ナリ哉」「(ロ) 各種官立教員養成所中ニハ商業教員養成所、第六臨時教員養成所(家事科)等理科大学ニ於テ修ムヘキ学科ト全然異リタル学科ヲ授クル所有之候ニ付右養成所名称ヲ明記相成度」との照会がなされた³⁷⁾。同年一月六日東北帝国大学からの応答として「官立農林学校卒業者ハ主トシテ化学科ニ編入スルノ見込ミ有之候」とし、官立教員養成所は、工業教員養成所、元第一臨時教員養成所博物科、元第二臨時教員養成所物理化学科、第三臨時教員養成所数学科、を指すものである、との返答を行った³⁸⁾。この応答を受けて、二月四日付で文部省は大臣名で理科大学規程改正を許可することとなる³⁹⁾。

前年までの官報掲示における学生募集の条件説明、および一九一三年二月の規程改正許可を踏まえ、一九一三年五月に刊行された『東北帝国大学理科大学一覧 大正二・三年』では、東北帝国大学理科大学規程第十六号第二号について、学校の範囲が拡大されており「学習院高等学科、東京、大阪、熊本、名古屋、元仙台⁴⁰⁾、米澤ノ各高等工業学校及東北帝国大学工学専門部、秋田鉾山専門学校、盛岡、鹿児島ノ各高等農林学校、上田蚕糸専門学校、千葉、元仙台、金沢、長崎ノ各医学専門学校薬学科及東北帝国大学医学専門部薬学科、京都高等工芸学校、高等師範学校数学専修科、工業教員養成所、元第一、元第二及第三臨時教員養成所、私立明治専門学校及私立早稲田大学理工科」の卒業者で「本学第一学年ノ教授ヲ受クルニ堪フル者」とされている。また十六号第三号について、より条件が具体化され、「三 本学ニ於テ適当ト認ムル学歴アル者ニシテ本学ニ於テ便宜施行スル入学試験ニ及第シタル者」に続く内容として、「即チ志望学科該当ノ中等教員免許状所有者ニハ考査ノ上語学試験ノミヲ課シ又中学校若クハ之ニ準スヘキ学校ノ卒業者ニハ高等学校卒業程度ノ試験ヲ課ス」と記載されている⁴¹⁾。後述するように、一九一三年時において、牧田、黒田、丹下、江澤はいずれも、第十六条第三号の中等教員免許所有者の枠組みで受験し、この年の入学希望者が定員を超えていたことから、語学試験だけでなく、さらに選抜試験が課され、その成績から三名が合格した、ということになる。

こうした、傍系入学を通じた門戸開放の理念は、『東北帝国大学理科大学一覧 大正二・三年』において、「入学志望者に対する注意」として巻末に「理科大学規程第十六条制定ノ趣旨」が特に以下のように記載されている。

「本大学各学科第一学年ニ於テ、教授スル学科ノ程度カ高等学校第二部(理科志望)卒業ヲ標準トスルニアルハ云フマテモナシ。而カモ本学カ高等学校卒業者以外ノ者ノ入学ヲ許可スル制ヲ定メタルハ、苟モ高等学校卒業ト同等ノ実力ヲ有シ、進ンテ學術ヲ修メントスル思想切且堅キモノアランカ、之カ為ニ学習ノ途ヲ開クノ無用ナラサルヲ認メタルニ由レリ。素ヨリ高等師範学校、高等工業学校等ノ卒業者及ヒ中学校教員免許状ヲ有スル者ヲ以テ、直ニ高等学校卒業者ト同視セントスルニアラサルナリ。唯此等出身者ノ中、性来ノ嗜好等ニヨリ独学自修以テ大学進入ノ関係ニ於テ、高等学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スル者必無ニアラサルヲ認メタルナリ。故ニ本学ニ入学ヲ志望スル者ハ、其出身ノ如何ヲ問ハス、必ス本大学所定ノ標準ニ依ル教授ヲ受クル実力ヲ有スルヲ要ス。而シテ茲ニ実カトイフハ、単ニ専攻セントスル一学科ニ就イテノミ云フニアラスシテ、例ヘハ数学科ヲ志望スル者ハ物理学一般ノ素養アルヲ要シ、物理学科志望者ハ化学一般ノ智識ヲ有スルノ類ヲ云フナリ。若シ高等師範学校、高等工業学校等ノ卒業者ニシテ、単ニ其学校規定ノ学科課程ヲ修了シタルニ止マランカ、本学ハ其入学ヲ許ス能ハサルヘシ。何トナレハ此ノ如キ者ハ大学所定ノ学科ヲ修ムル能ハサルベケレハナリ。其中等学校教員免許状ヲ有スル者ニ於テモ亦同シ。以上ハ本科学士トシテ入学セント欲スル者ニ就イテ云ヘルナリ。一科目又ハ数

科目ヲ選修セントスル選科生ニ関シテハ、其学科ヲ修ムル学力アルコトヲ認定スルヲ得ルヲ以テ、之カ入学資格トナスハ言ヲ待タス。⁴²⁾」

中等学校教員免許状を有するからといって、それが高等学校卒業者と同視されるものではないが、中等学校教員免許状を有する者の中には、高等学校卒業者と同等以上の学力を持つものがあることは認めなければならない、と述べられており、その前提に立った時に、そうした者は大学で学ぶ能力があると考え得るというのである。もっとも総合大学たる帝国大学では、一学科のみの素養ではその能力があるとは言えず、大学で設定されている各科目を履修する能力を有していることが条件とされている。いずれにせよ、これは公の刊行物を通じて、東北帝国大学の門戸開放の理念を特に強調して宣言したものと、位置づけることができる。そして、一九一三年五月までの一連の規程改正は、東北帝国大学における女性の本科入学に関して、制度面の整備が進められたことを意味するものであったといえよう。この「理科大学規程第十六条制定ノ趣旨」は、続く『東北帝国大学理科大学一覧 大正三・四年』、『東北帝国大学理科大学医科大学一覧 自大正四年 至大正五年』にも掲載され、確固たる東北帝国大学の入学方針として発信されていくこととなる⁴³⁾。

三、一九一三年における学生募集と入学手続き

さて、東北帝国大学では理科大学規程第十四条に基づき、一九一三年六月二〇日までとして、高校学校大学予科および東北帝国大学農科大学大学予科からの、東北帝国大学理科大学への入学者を募ることとなる。東北大学史料館所蔵の歴史公文書において、すべての出願記録が残っているわけではないが、同年六月一四日付で、第二高等学校長三好愛吉名で提出された文書によれば、第二高等学校からの進学希望者は、物理に二名（山田光雄、遠藤佐右衛門）、化学に一名（工藤義廣）というものであった⁴⁴⁾。その後、六月二五日に遠藤佐右衛門が出願を取り消し、代わって安藤源次が化学科に進学希望であることが三好校長から東北帝国大学側に伝えられた⁴⁵⁾。またこの間、東北帝国大学理科大学地質学科在籍の桑原浩が物理学科への転科を希望、七月一日付で認められている。この許否に関する公文書には、物理学科の本多光太郎の押印の上に、許可と手書きで記されており、物理学科教官の同意のもとでの書類提出と推察される⁴⁶⁾。この事例は、第十六条第一号「帝国大学学生ニシテ転学ヲ望ム者」に該当するものであり、本来規程上では、「第十四条ノ入学志望者ヲ収容シ尙欠員アル場合ニ限り入学スルコトヲ得」るものであったが、特段入学試験を要さず、その決定も第十四条規程に先立つものであった。実態としては帝国大学在籍中の学生が転科したい場合は、転科先の指導教官の判断が強く働いたものと思われる。

一方、同年六月一四日、東北帝国大学から各高等学校長に宛てた「入学願書受理期限延期ノ件⁴⁷⁾」では、六月二〇日の入学願書期限を二五日まで延長する、という通知を出しており、正系入学で苦戦していたことがわかる。結局、この年の各学科の定員数一〇名に対して⁴⁸⁾、東北帝国大学理科大学は、第十四条規程に基づく「高等学校大学予科第二部又は東北帝国大学農科大学大学予科」卒業生からの志望者について、同年七月八日、物理学科について三名（山田光雄、野澤房敏、中山若枝）、化学科について七名（工藤義廣、坂部重遠、太田春吉、正井謙太郎、安藤源次、上妻理人、木村俊吉）を入学許可することとした。このうち、化学科で入学許可された上妻理人は七月二六日付で入学許可取消願を提出し二八日に受理⁴⁹⁾、正井謙太郎も七月二九日に入学許可取消願を提出、八月一日に受理されている⁵⁰⁾。また物理学科の野澤房敏、中山若枝、化学科の木村俊吉は東

北帝国大学農科大学大学予科の卒業生であった⁵¹⁾。一九一三年二月の規程改正によって、規程第十四条に基づく東北帝国大学農科大学大学予科からの理科大学入学が可能となっており、高等学校卒業生で定員が充足しない中で、さっそく東北帝国大学農科大学大学予科からのルートが確立されていたことになる。このほか、京都帝国大学を中途退学した佐藤公平からも、物理学科への入学希望が出されている。この件は、一度は入学許可が見送られたものの、最終的に八月一二日に面接の上で入学が許可されている⁵²⁾。この措置が第十四条規程に基づくものか、第十六条規程に基づくものかは判然としないものの、少なくとも帝国大学中途退学者については、受験による入学の許否とは別扱いされたことがわかる。

とはいえ、このような状況から、第十六条に基づく傍系入学志願者の募集は必須であった。六月十九日、東北帝国大学では「学生生徒募集」について、官報広告案を作成、翌二〇日に文部大臣官房文書課に宛てて、官報掲示を依頼している。前年までと異なり、この年の学生募集は「数学、物理学、化学、地質学ノ各学科若干人及数学科専科生若干人」と本科生については、すべての学科から募集する、という体裁が取られた。一九一一年と一九一二年においては前述の通り、官報掲載による学生募集は数学科と物理学科のみであり、他の学科も正系入学では定員充足しなかったものの、官報掲載による学生募集は行っていなかった。その意味で、一九一三年は東北帝国大学理科大学が初めて、官報を通じて全学科の傍系入学の募集を実施した年になったのである。また第十六条第二号の対象学校もより拡大されたことが、以下の通り募集時に示された。「(学習院高等学科、東京、大阪、熊本、名古屋、元仙台、米澤ノ各高等工業学校及東北帝国大学工学専門部、秋田鉱山専門学校、盛岡、鹿児島ノ各高等農林学校、上田蚕糸専門学校、千葉、元仙台、金沢、長崎ノ各医学専門学校薬学科及東北帝国大学医学専門部薬学科、京都高等工芸学校、高等師範学校数学専修科、工業教員養成所、元第一、元第二及第三臨時教員養成所、私立明治専門学校及私立早稲田大学理工科)ノ卒業生ニシテ本学第一学年ノ教授ヲ受クルニ堪フル者⁵³⁾」。また、第十六条第三号にも「本学ニ於テ適当ト認ムル學歷アル者ニシテ本学ニ於テ便宜施行スル入学試験ニ及第タル者(即チ志望学科該当ノ中等教員免許状所有者ニハ考査ノ上語学試験ノミヲ課シ又中学校若クハ之ニ準スヘキ学校ノ卒業生ニハ高等学校卒業程度ノ試験ヲ課ス)」との文言が掲載された。

『教務書類(甲)大正二年度』に所収されている一九一三年五月における照会回答を通じて、東北帝国大学から規程に基づき入学許否を判定することが告げられたことは、女性の入学を妨げない方針が伝えられたということであり、また、六月の学生募集の官報掲載等の情報に触れることで、黒田チカ、牧田らく、江澤駒路は入学願書を提出することとなる。東北大学史料館所蔵の『教務書類(甲)大正二年度』には、日本女子大学校との往復文書は所収されていないが、日本女子大学校で教鞭を取っていた丹下ウメも同じく入学願書を提出、同年七月二一日時点で、募集に応じて入学願書が出された数は、数学科で一四名、物理学科で七名、化学科で二〇名であった。

一九一三年七月二一日、入学志願者に対する入学試験日割についての通知案が作成された。これによれば、まず七月二一日、物理学科から江澤に対し、八月八日午前八時より体格検査、九日午前八時より入学試験(英語、フランス語、ドイツ語から一か国選択の語学試験)、一〇日午前八時より選抜試験(物理学一般)の試験を実施することの通知が発送されている。同日、黒田チカ、丹下ウメには化学科から八月八日午前八時より体格検査、九日午前八時より入学試験(英語、フランス語、ドイツ語から一か国選択の語学試験)、一〇日午前八時より選抜試験(化学一般)の

試験を実施することの通知が発送されている。次いで七月二日は、牧田らくに対し、数学科から八月八日午前八時より体格検査、九日午前八時より英語、フランス語、ドイツ語から一か国選択の語学試験、一〇日午前八時より微積分、一一日午前八時より解析幾何、一二日午前八時より力学の試験が課される、という通知が発送されている。

これらを見ると、女性四名はいずれも入学試験と選抜試験を受験することになっている。東北帝国大学の入学規程は、第十四条において、高等学校大学予科第二部又は東北帝国大学農科大学大学予科を卒業したる者、とされており、定員を超過するときは仮入学を許可し、高等学校大学予科中の科目について選抜試験を行い、その成績によって順次入学者を確定するとされていた。第十六条はこの仕組みで欠員がある場合の規程として設けられていたものであり、その第一号として前述からの繰り返しになるが、「帝国大学学生ニシテ転学ヲ望ムモノ」、第二号として「高等師範学校本科数物化学部物理学部其他文部大臣ニ於テ高等学校大学予科同等ト認メタル学校ノ卒業生ニシテ本学第一学年ノ教授ヲ受クルニ堪フル者」が規定されていた。これに先にみた第三号を加えて考えると、一九一三年において、四名の女性は、中等教員免許状所有者として、語学の入学試験が課され、さらに傍系入学からの志願者が定員を超過していたため、選抜試験が課される、という状況の中での受験生であったといえよう。

事実、数学科の受験者では皆、身体検査は必須であるが、入学試験に相当する語学の試験については免除の者（関本豊年、江崎歆蔵、石野武、羅森明）と、語学が課されるものがあつた（倉嶋稔、岩瀬盛之助、牧田らく）。また選抜試験についても微積分、解析幾何、力学の試験について、力学の試験が課されるものと免除される者が分かれていた（牧田らく、岩瀬盛之助のみ力学試験が一日分追加）。同じように物理学科の試験についても、志願者中、田所芳秋、小川眞治郎、山本勇、中光所一、城谷陸造については身体検査に加えて選抜試験（物理学一般）のみ、今野清兵衛、江澤駒路については入学試験（語学試験）と選抜試験（物理学一般）が課される、というように受験科目数に差があつた。化学科でも同様で、受験者中、服部精橘、豊田今吉、高岡齋、竹内忠男、井口庄之助、松島勝、松本陽逸郎、彦坂理一、三平文、中島謙吉、山田制三、山内正夫、辻本孫三郎、佐々木靖、松永幹一、田中利三郎、森本樞雄については身体検査と選抜試験（化学一般）が、黒田チカ、永海佐一郎、丹下ウメについては、身体検査と入学試験（語学）、選抜試験（化学一般）が課される、という具合であつた⁵⁴⁾。その後、七月一日に物理学科に一名入学許可者が追加され、合わせて入学試験および選抜試験を課される受験者一名が追加された⁵⁵⁾。また、数学科については、眞邊仙一、小坂松衛、佐藤定吉、佐藤喜作、北村友圭などの受験者が加わつたこともあつてか、受験日割等が再通知されている⁵⁶⁾。こうしてみると受験手続きにあたり、女性の受験者に特別な対応が取られた形跡はみられない。一九一三年時点で、理科大学規程の手続きに基づく受験方法はほぼ確立されており、受験者が第十六条規程の第何号に対応するか、に応じて入学試験、選抜試験の組み合わせが区分され、受験者に通知されたのである。

こうした四名の女性の東北帝国大学への受験については、当時の新聞紙上でも記事になつていた。一九一三年八月六日、東京朝日新聞では「四女史の帝大入学出願」と題し、以下のように報道している。

「▽高師と女子大学卒業生

▽目指すは東北理科大学

来る八日から十四日迄に互つて東北帝国大学理科では入学試験を挙行することになつて居る、数

学科、物理学科、化学科、地質学科を通じて六十九名の志願者がある其中に万緑叢中紅四点とでも云ふべき四人の女子の志願者が混じて居る。日本に大学が出来て以来初めての事だから非常に人の注意を惹くのは当然である

▲三人は高師卒業 この四女史の中三人迄は東京女子高等師範の理学科卒業生で何れも目下本校の理科の助教授をして居る牧田らく子（二十六）黒田ちか子（三十）及び江澤駒路子（三十）である、残る一人は女子大学の助教授丹下梅子（四十一）と云ふ人だが記者は昨日女子高等師範の教頭で理学科主任たる岩川教授を訪ねて其感想を叩いた

▲出願の径路 教授曰く『去年の暮だつたか今年になつてからだつたか今度の四人の志願者中の牧田らく子が是非理科大学に入り度いと云ふことで東北大学の澤柳総長に交渉して見た所大に歓迎さるゝ様子であつたが男子には入学試験があるのに女子丈けには之を課せぬと云ふことになつては一寸面白くないと云ふ意見で入学試験を挙げて通過すれば入学させることに確定した、恠う決つたので夫ではと言つて江澤、黒田の二女史も共に入学を志願することになつたのです、女子大学の丹下さんも然だらうと思ます

▲女子の代表者 目下試験期日も切迫して居ることだから女史等はすでに仙台に行つて居る、『私共の考へでは総ての女子が此等四女史のやうに深く専門の学者になることを希望するのではないが（又然うなつては困りものだらうが）極めて少数の女子が女子の代表者となつて男子と同様の能力を有して居ることを示すのも良いことだと思ひます』云々⁵⁷⁾

先に見た通り、『教務書類(甲)大正二年度』に綴じられている「入学ニ関スル件」では、牧田らく、黒田チカは五月六日付での照会、その後、五月二日に江澤駒路子の照会という時系列になっており、江澤の受験希望は二人の後になってからの決断であつた可能性が高いと思われる。また牧田らくが、先行して入学希望を持っていた点については、一九一一年、一九一二年とも、数学科は官報で学生募集をしていた学科であり、対して化学科は兩年においては、少なくとも官報では学生募集を行っていなかったことから、受験に応じる学科という点では数学科の方がより明示的であつた点も指摘しておきたい。

こうして、受験が開始されている最中、八月九日付で北条時敬総長へ、松浦鎮次郎文部省専門学務局長より「元来女子ヲ帝国大学ニ入学セシムルコトハ前例無之事ニテ、頗ル重大ナル事件ニ有之」と、前例のない女性の大学入学に関する照会の文書が発出されることになる⁵⁸⁾。前述のこの照会は「本年貴学理科大学入学志望者中数名ノ女子出願致居候様聞及ヒ候処右ハ試験上ノ上選科ニ入学セシムル御見込ニ候哉」に続く文章であり、「元来女子ヲ帝国大学ニ入学セシムルコトハ前例無之事ニテ、頗ル重大ナル事件ニ有之大ニ講究ヲ要シ候ト被存候ニ付右ニ関シ御意見詳細承知致度此段及照会候也」と、東北帝国大学が、女性の入学に対し選科生として対応するものなのか、本科生を想定しているものなのか問い質すものであつた。この回答については、同文書欄外に「八月廿五日総長文部省ニ出頭次官へ面談済」と朱書きで記載されており、八月二五日になって総長が報告に上京したことを以て完結された文書となっている。

この間の文部省の見解等について、湯川次義は先行研究において、本科生として入学することも手続き上可と考えていた東北帝国大学と、選科生での入学と想定していた文部省側の両者の間で見解の相違があつたとしている⁵⁹⁾。前述の通り、東北帝国大学で一九一三年五月八日起案、一三日送付した東京女子高等師範学校長への回答で、牧田らく、黒田チカの受験については、東北帝国大学理科大学規程第十六条第三号規程に基づく、と回答しているように、東北帝国大学で

は、第十六号第三号は女性の大学入学可能性を含む条項である、という認識を持っていた。一方、この十六号第三号規程は、第一号、第二号に比べると、解釈の余地が大きいものであったといえる。第一号は「帝国大学学生にして転学を望む者」であり、この時期に帝国大学にあるのは、東京帝国大学、京都帝国大学、東北帝国大学、九州帝国大学のみであり、第二号も具体的な学校名が列記されていた。これに対し、第三号は特に具体的な対象となる大学名や学校名は記されていない。また一九一一年、一九一二年の官報掲載では「学生募集」となっており、本科生の欠員募集が対象であることが明確であったのに対し、一九一三年の官報掲載では、「学生生徒募集」となっており、募集対象に「数学科専科生若干人」が記載されていた。この点、松浦専門学務局長が照会した内容は一定の妥当性があるものであったといえる。

一方で、文部省側が全く東北帝国大学の方針について寝耳に水であったか、という疑問が残る。一九一三年当時文部大臣を務めていた岡田良平は初代総長澤柳政太郎の東京大学時代の一年先輩であり⁶⁰⁾、澤柳政太郎の後任の文部次官であるとともに、澤柳が初代総長に着任する前まで、東北帝国大学総長の事務取扱でもあった。また同じく一九一三年当時文部次官を務めていた福原鏝次郎は、澤柳政太郎が文部次官を務めていた際の、専門学務局長であり、第三代東北帝国大学総長を担うこととなる人物である⁶¹⁾。澤柳が京都帝国大学総長に着任するのは一九一三年五月九日で、東京女子高等師範学校長へ回答文書の送付は前述の通り、五月一三日であったが、この回答文は五月八日時点で作成されており、理科大学長であった小川正孝だけでなく、特に総長の花押による承認がなされており、花押は澤柳政太郎のものであることから、この回答文は澤柳の意向に基づくものであったことがわかる。こうした澤柳の文部省との人脈を踏まえた際に、文部省側が澤柳の意向を全く看取していなかったとは考えにくく、何らかの意向を東北帝国大学に対し示すのであれば、受験開始の最中というタイミングではなく、そもそも学生募集の官報掲載以前に動きがあったはずである。女性の帝国大学入学という日本で初めての「事件」に対し、東北帝国大学総長の文部次官への出頭が、八月二日官報による入学許可発表後の、八月五日という事後報告のタイミングとなったことについて、北条時敬第二代総長、小川正孝理科大学長以下、目立った人事更迭は行われていないこと。またそもそも後述する八月二日の官報による入学許可発表も最終的に文部省側が追認した姿勢から考えた際、文部省側としては、影響の大きさを考慮して照会文書を発出したものの、一九一三年の入学については、東北帝国大学の方針を追認することを想定していたのではないか、と思われる。

受験終了後の八月一三日、東北帝国大学では早くも入学許可者のリストを作成しており、八月一四日には、入学許可者の官報掲載案を送付している⁶²⁾。ここには数学科の合格者として牧田らく、化学科の合格者として黒田チカ、丹下ウメ（記載上は丹下ムメ）も明記されていた。記載されている入学許可者は数学科八名（山田堅三郎、山久瀬裔嗣、眞邊仙一、牧田らく、小坂松衛、佐藤定吉、佐藤喜作、北村友圭）、物理学科一〇名（本郷寅太、田所芳秋、中山若枝、野澤房敏、桑原浩、山本勇、山田光雄、今野清兵衛、佐藤公平、城谷陸造）、化学科一〇名（豊田今吉、太田春吉、高岡齋、丹下ウメ、永海佐一郎、工藤義廣、黒田チカ、松島勝、安藤源次、木村俊吉）、地質学科六名（今井半次郎、渡邊萬次郎、山口孝三、江淵義一、三品雅義、妹尾義男）であり、定員を充足したのは物理学科、化学科のみであったが、入学志願者自体は定員を上回っており、一九一三年九月末時点で作成された「東北帝国大学理科大学学生生徒入学志願者及入学者入学前ノ教育別」表によれば、数学科の志願者は一名、物理学科の志願者は一四名、化学科の志願者

は二三名、地質学科の志願者は一名となっている⁶³⁾。これは定員充足以上に入学試験、選抜試験の成績を重視し、合格ラインを下げなかったことを裏付けるものといえる。また、このうち七月段階で入学許可を受けていた化学科の太田春吉は八月一四日付で入学辞退願を提出し、八月一六日付で入学許可取消を許可されたが⁶⁴⁾、すでに官報掲載案を送付した後であったため、官報掲載時には太田の名前も掲示されることとなった。

八月一六日に入ると、東京朝日新聞、東京日日新聞、読売新聞などが一齐に女性の大学入学を報道、東京朝日新聞では「三女史大学に入る 入学試験好成績」として「我帝国大学創設以来未だ曾て無かりし事とて一時世人の注目を惹きたる女高師助教授牧田らく、同黒田ちか、同江澤駒路、女子大学教授丹下むめ（※筆者注：丹下ウメ）の四女史が東北大学入学志願の件は許可を得て入学試験に応じ江澤駒路を除くの外三名は（中略）愈入学を許可せられ十六日の官報を以て発表せらるべく何れも成績良好なりし」と伝え⁶⁵⁾、東京日日新聞も「三女史いよいよ東北大学に入る」として、以下のように三名の女性に触れている。「我帝国大学創設以来未だ曾て無かりし事とて一時世人の注目を惹きたる女高師助教授牧田らく、同黒田ちか、同江澤駒路女子大学助教授丹下むめの四女史東北大学入学志願の件は許可を得て入学試験に応じ江澤駒路を除くの外三名は男子三十五名と共に愈入学を許可せられ本日の官報を以て発表せらるべく何れも成績良好なりしと右のうち牧田らく子は京都府出身にて当年二十六歳、数学科に入る可く又化学科を志願せし黒田ちか子は佐賀県出身にて三十歳丹下むめ子は鹿児島県出身にて四十一歳これも化学科なり⁶⁶⁾」。読売新聞は、「帝大最初の女生」として、「我が国に帝国大学設立されて以来茲に二十余年を閲すとも女子にして未だ曾て大学に入学せしもの一人も無かりしが（中略）優秀なる成績を以て男子の群を押し美事に東北帝国大学の女学生徒たることを得たり⁶⁷⁾」と報じた。これらの報道は同日に官報掲載されることを想定したものであり、当初一六日にも入学許可の官報掲載がある、という見方が新聞各社に広がっていたことがわかる。前年一九一二年において、東北帝国大学では入学許可発表の官報掲載案を八月一二日に送付し⁶⁸⁾、官報には八月一四日に掲載されていることから、確かに前年通りであれば、新聞各社の見立てのように八月一六日に一九一三年の東北帝国大学の入学許可者が掲載されてもおかしくなかった⁶⁹⁾。東北帝国大学が入学許可者の官報掲載案を八月一四日送付してから、実際に官報が掲載されたのは、同年八月二日のことであり、文部省側が官報掲載の判断に前年よりも日数を要したことは確かである。

一方、東北帝国大学にとって、フライングとはなくなってしまったものの、新聞各社が女性の入学を確定的に報道したことは、既成事実化する上での追い風となり、文部省側もこうした報道への対応が求められる状況となったといえる。最終的に公式に日本で初めての三名の女性の大学生の入学許可を含む、八月二日の東北帝国大学「入学許可」官報掲載は、八月一三日に学内で作成された掲載案と一言一句変更がないかたちで、掲載されたのであった。

おわりに

一九一一年に東北帝国大学理科大学の開設にあたって制定された、東北帝国大学理科大学規程は、高等学校大学予科（後に東北帝国大学農科大学大学予科を含む）からの進学を想定した第十四条と、高等学校大学予科等以外からの進学を認める第十六条規程が、当初から条項として設けられており、第十六条は高等学校大学予科、いわゆる正系入学だけで充足できない定員を補完する、いわゆる傍系入学のルートを担当するものであった。一九一一年四月の制定当初、その中

身は、帝国大学学生にして転学を望む者、高等師範学校本科数物化学部その他文部大臣において高等学校大学予科同等と認められた学校の卒業者、東北帝国大学が適当と認める学歴ある者で入学試験に及第した者、とだけ規定され、とりわけ第二号、第三号の指す対象は明示的なものではなかった。この規程はその後の文部省とのやり取り、一九一二年三月一八日、一九一二年四月一〇日、一九一三年二月四日の改正によって、具体化また対象の拡大化が順次図られていった。このように一九一一年から一九一三年にかけて、東北帝国大学は入学対象となる学生の門戸を段階的に広げていったことが今回明らかとなった。

一方で、一九一一年から一九一二年においては、『東北帝国大学理科大学一覧』のような刊行物作成も行われた形跡がなく、官報等による学生募集も当初限定的であり、限られた学科しか掲示されなかった。これに対し、一九一三年に作成された『東北帝国大学理科大学一覧』では、あえて「理科大学規程第十六条制定ノ趣旨」を巻末に記し、「苟モ高等学校卒業ト同等ノ実カヲ有シ、進ンテ學術ヲ修メントスル思想切且堅キモノアランカ、之カ為ニ学習ノ途ヲ開クノ無用ナラサルヲ認メタル」という東北帝国大学の門戸開放の理念を宣言し、かつ同年の官報によって、東北帝国大学理科大学の四学科すべてが第十六条規程に基づく学生募集を公表したことから、東北帝国大学における学生入学許否のあり方にとって一つの画期となる年であったといえる。日本初の女性の大学生誕生もこうした方針の中に位置づけることが出来よう。一九一二年における学生志願者の出身校の内訳は、高等学校および東北帝国大学大学予科から七校、それ以外の学校から八校、それに中等教員免許状受領者というものであったのが、一九一三年には、東北帝国大学理科大学からの転科のほか高等学校および東北帝国大学大学予科から六校、それ以外の学校から一九校、それに中等教員免許状受領者と、大幅に傍系入学の学校が増加している⁷⁰。

こうした方向性は前述の通り、段階的な規程改正と対象学校の拡充作業を、文部省と東北帝国大学側で密に行った中で実施されており、東北帝国大学の門戸開放路線は文部省の認知するところであったが、第十六条第三号、すなわち中等教員免許状受領者については、具体的な学校名を示す条項ではなく、この点、四名の女性が大学受験をするにあたって、東北帝国大学理科大学規程は、解釈の余地を残すものであったといえる。その点において、文部省専門学務局が照会文書を発出したことは妥当性があった。しかし初代総長澤柳政太郎は文部次官経験者であり、一九一三年当時の文部大臣、文部次官も澤柳と接点のある人物であった。また二代総長北条時敬のもとでの、牧田らく、黒田チカ、丹下ウメ三名の入学許可を含む八月二日官報掲示を文部省は最終的に妨げず、また受験最中の文部省専門学務局長名での照会文書について明確な文書での回答を行わず、官報掲示後の八月二五日に至って総長が文部次官に出頭するという対応について、更迭等を伴う処分も行われていない。このことから文部省側は新聞報道に対する対応という問題はあったにせよ、東北帝国大学の方針と決定的な対立があったとは思われない。文部省が東北帝国大学の入学許可決定を追認することは、一定程度想定のものであったと考えられるのである。

東北帝国大学理科大学入学関連時系列表

| 西暦 | 月 日 | 内 容 | 主 体 |
|-------|-----------------|--|------------|
| 1911 | 1月1日 | 東北帝国大学理科大学開設（公布は1910年12月23日） | 官報 |
| | 3月24日 | 総長任命（澤柳政太郎、官報掲載は3月25日） | 官報 |
| | 3月27日 | 東北帝国大学理科大学規程申請 | 東北帝国大学 |
| | 4月1日 | 東北帝国大学理科大学規程制定許可 | 文部省 |
| | 6月1日 | 東北帝国大学理科大学規程第十六条第二号に該当する学校案申請 | 東北帝国大学 |
| | 6月19日 | 東北帝国大学理科大学規程第十六条第二号に該当する学校案了承 | 文部省 |
| | 6月24日 | 東北帝国大学理科大学規程第十六条に基づく学生募集官報掲載案申請 | 東北帝国大学 |
| | 6月27日～6月29日 | 東北帝国大学理科大学学生募集官報掲載 | 官報 |
| | 9月5日 | 東北帝国大学理科大学受験実施 | 東北帝国大学 |
| | 9月11日 | 東北帝国大学理科大学入学宣誓式 | 東北帝国大学 |
| 1912 | 9月20日 | 東北帝国大学理科大学入学許可者官報掲載 | 官報 |
| | 2月12日 | 東北帝国大学理科大学規程改正申請 | 東北帝国大学 |
| | 3月18日 | 東北帝国大学理科大学規程改正許可 | 文部省 |
| | 3月27日 | 東北帝国大学理科大学規程改正申請 | 東北帝国大学 |
| | 4月10日 | 東北帝国大学理科大学規程改正許可 | 文部省 |
| | 7月2日～7月4日 | 東北帝国大学理科大学学生募集官報掲載 | 官報 |
| | 8月8日～8月12日 | 東北帝国大学理科大学受験実施 | 東北帝国大学 |
| | 8月12日 | 東北帝国大学理科大学入学許可者官報掲載案申請 | 東北帝国大学 |
| | 8月14日 | 東北帝国大学理科大学入学許可者官報掲載 | 官報 |
| | 9月11日 | 東北帝国大学理科大学入学宣誓式 | 東北帝国大学 |
| 1913 | 12月14日 | 東北帝国大学理科大学規程改正申請 | 東北帝国大学 |
| | 1月4日 | 規程改正に関する内容照会 | 文部省 |
| | 1月6日 | 規程改正に関する内容回答 | 東北帝国大学 |
| | 2月4日 | 東北帝国大学理科大学規程改正許可 | 文部省 |
| | 5月5日 | 東北帝国大学理科大学一覽発行 | 東北帝国大学 |
| | 5月6日 | 東京女子高等師範学校長から受験に関する照会（牧田らく、黒田チカ） | 東京女子高等師範学校 |
| | 5月8日 | 東京女子高等師範学校からの受験照会に対する回答 | 東北帝国大学 |
| | 5月9日 | 総長交代（澤柳政太郎→北条時敬） | 東北帝国大学 |
| | 5月21日 | 東京女子高等師範学校長から受験に関する照会（江澤駒路） | 東京女子高等師範学校 |
| | 6月14日 | 第二高等学校長より東北帝国大学への進学希望者リスト送付 | 第二高等学校 |
| | 6月14日 | 東北帝国大学理科大学規程第十四条に基づく学生募集延長（6/20→6/25へ） | 東北帝国大学 |
| | 6月20日 | 東北帝国大学理科大学入学許可者官報掲載案申請 | 東北帝国大学 |
| | 6月23日～6月25日 | 東北帝国大学理科大学学生募集官報掲載 | 官報 |
| | 7月8日 | 東北帝国大学理科大学規程第十四条に基づく入学許可者決定 | 東北帝国大学 |
| | 7月21日～7月22日 | 東北帝国大学理科大学規程第十六号に基づく入学志望者へ受験日程通知 | 東北帝国大学 |
| | 7月31日 | 東北帝国大学理科大学規程第十六号に基づく入学志望者願書べ切（必着） | 東北帝国大学 |
| | 7月31日 | 東北帝国大学理科大学規程第十四条に基づく入学許可者追加決定 | 東北帝国大学 |
| | 7月31日 | 東北帝国大学理科大学規程第十六号に基づく入学志望者へ受験日程追加通知 | 東北帝国大学 |
| | 8月6日 | 東京朝日新聞報道（女性四名が東北帝国大学に受験） | 東京朝日新聞 |
| | 8月8日～8月12日 | 東北帝国大学理科大学受験実施 | 東北帝国大学 |
| | 8月9日 | 女性の東北帝大受験に関する文部省から東北帝国大学への照会 | 文部省 |
| | 8月13日 | 東北帝国大学理科大学入学許可者決定 | 東北帝国大学 |
| | 8月14日 | 東北帝国大学理科大学入学許可者官報掲載案申請 | 東北帝国大学 |
| | 8月16日 | 複数の新聞報道（女性三名が東北帝国大学から入学許可、官報掲載見込） | 新聞各社 |
| | 8月21日 | 東北帝国大学理科大学入学許可者官報掲載 | 官報 |
| | 8月25日 | 東北帝国大学総長が文部省に出頭し文部次官に面談 | 東北帝国大学 |
| 9月11日 | 東北帝国大学理科大学入学宣誓式 | 東北帝国大学 | |
| 9月22日 | 東北帝国大学開学式挙行 | 東北帝国大学 | |

出典：『教務書類（本部）／明治四十四年度』、『教務書類（本部）／明治四十五年度』、『教務書類 甲／大正二年度』、『官報』、『東京朝日新聞』、『東京日日新聞』、『東京読売新聞』各年月日発行号

註：当時の帝国大学令により東北帝国大学のもとには、東北帝国大学農科大学および東北帝国大学理科大学が置かれていた。東北帝国大学理科大学規程第十四号は正系入学、第十六号は傍系入学に対応する規程。

注

- 1) 一般社団法人日本記念日協会では入学許可の官報掲載があった八月二日を「女子大生の日」として登録している。
<https://www.kinenbi.gr.jp> (最終閲覧日：二〇二四年二月一三日)
<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/2020/09/news20200901-03.html> (最終閲覧日：二〇二四年二月一三日)
- 2) 寺崎昌男『東京大学史プロムナード』東京大学出版会、一九九二年、同『日本近代大学史』東京大学出版会、二〇二〇年、湯川次義『近代日本の女性と大学教育』不二出版、二〇〇三年、谷脇由季子「東北帝国大学草創期における女性への門戸開放：学問研究の平等性とその保障体制としての共学制」『文藝』一九七、二〇〇五年
- 3) 天野郁夫『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、一九八九年、同『帝国大学：近代日本のエリート育成装置』中公新書（中央公論新社）、二〇一七年、伊藤彰浩『戦間期日本の高等教育』玉川大学出版部、一九九九年、佐々木啓子『戦前期女子高等教育の量的拡大過程：レジティマシーの構造』東京大学出版会、一九九九年、橋本紀子『男女共学制の史的研究』大月書店、一九九二年、村田鈴子『わが国女子高等教育成立過程の研究』風間書房、一九八〇年
- 4) 永田英明「東北帝国大学における女子学生・女性研究者」『東北大学史料館紀要』九、二〇一四年、東北大学編『東北大学五十年史』上・下巻、東北大学、一九六〇年、東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史』全一一巻、東北大学、二〇〇三～二〇一〇年
- 5) 影山昇「澤柳政太郎と女子高等教育：東北帝国大学への門戸開放」『成城文藝』一七〇、二〇〇〇年、水内宏「沢柳政太郎の教育と思想」『教育学研究』三四（一）、一九六七年、新田義之『澤柳政太郎』ミネルヴァ書房、二〇〇六年、同『澤柳政太郎 その生涯と思想』本の泉社、二〇一四年、三和義武「沢柳政太郎の生涯と教育思想」『学び舎：教職課程研究』（一七）、二〇二二年
- 6) 一九一一年当時は帝国大学令によって、帝国大学には分科大学が置かれており、東北帝国大学理科大学は、のち一九一九年に東北帝国大学理学部と改称された。
- 7) 本稿において、学生は本科生を指し、生徒は選科生に対して用いるものとする。
- 8) 東京帝国大学より講師として招聘されていた長井長義
- 9) 中川謙二郎東京女子高等師範学校長
- 10) 黒田チカ「科学に親しむ 悦びと感謝」、「同」(II)『化学教育』一三（二）～（三）、一九六五年
- 11) 「入学ニ関スル件」『教務書類 甲／大正二年度』一九一三年五月六日、東北大学史料館所蔵（以下断りのない限り、歴史公文書については東北大学史料館所蔵）
- 12) 東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史』第十巻 資料三、東北大学、二〇〇九年、二七四頁
- 13) 「入学ニ関スル件」『教務書類 甲／大正二年度』一九一三年五月二一日、東北大学史料館所蔵
- 14) 「職員（大正二年六月三十日調 講師嘱託ハ嘱託順トス）」『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽 自大正二年四月至大正三年三月』一九一三年、一七四～一七五頁
- 15) 「職員（大正三年六月三十日調 講師嘱託ハ嘱託順トス）」『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽 自大正三年四月至大正四年三月』一九一四年、一五六～一七二頁
- 16) 「職員（大正四年六月三十日調 講師嘱託ハ嘱託順トス）」『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽 自大正四年四月至大正五年三月』一九一五年、一七五～一九一頁
- 17) 牧田らく、黒田チカが卒業した一九一六年における卒業証書授与式は、七月一七日であった。「『我国最初の女学士 黒田女史感想談』『西肥日報（一九一六年七月二一日）』『新聞記事アルバム』黒田チカ資料、IV-2-1、東北大学史料館所蔵
- 18) 「職員（大正五年六月三十日調 講師嘱託ハ嘱託順トス）」『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽 自大正五年四月至大正六年三月』一九一六年、一九六～二一二頁、東北大学史料館所蔵
- 19) 「職員（大正六年六月三十日調）」『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽 自大正六年四月至大正七年三月』一九一七年、一七六頁。黒田チカは一九一六年八月三一日から一九一八年九月十日まで東北帝国大学理科大学の副手も務めている。「理科大学副手有給嘱託ノ件」『任免 大正五年度自七月至十二月』

- 一九一六年八月三十一日発令、「理科大学副手解嘱ノ件」『任免 大正七年度自七月至十二月』一九一八年九月十日発令、東北大学史料館所蔵
- 20) 「職員 (大正六年八月三十日調)」『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽 自大正八年四月至大正九年三月』一九一八年、一六一～一六二頁
- 21) 「入学ニ関スル件」『教務書類 甲/大正二年度』一九一三年五月八日
- 22) 「本学理科大学規程申請」『教務書類 (本部) /明治四十四年度』一九一一年三月二七日
- 23) 「理科大学入学ニ関シ大学予科同等ト認ムヘキ学校指定方ノ件」『教務書類 (本部) /明治四十四年度』一九一一年六月一九日。官報掲載六月二六日
- 24) 前掲「理科大学入学ニ関シ大学予科同等ト認ムヘキ学校指定方ノ件」
- 25) 「学力認定」『官報』一九一一年六月二六日
- 26) 「学生募集」『官報』一九一一年六月二七～二九日
- 27) 便宜上、本稿では高等学校大学予科について、断りのない限り高等学校表記と同義のものとして表記する。高等学校大学予科および東北帝国大学農科大学大学予科については、江津和也「東北帝国大学農科附属大学予科に関する一考察--大学令施行(1918年)以前における帝国大学予科の性格」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊』(11-2)、二〇〇四年
- 28) 東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史』第一巻 通史一、東北大学、二〇〇九年、八六頁
- 29) 「理科大学学生募集広告ニ関スル件」『教務書類 (本部) /明治四十四年度』一九一一年六月二九日
- 30) 「理科大学規程改正ノ件」『教務書類 (本部) /明治四十五年度』一九一二年四月二日
- 31) 「学生募集広告ノ件」『教務書類 甲/明治四十五年度』一九一二年六月二九日、「学生募集」『官報』一九一二年七月二～四日
- 32) 「学生生徒調査表進達の件 東北帝国大学理科大学学生生徒入学志願者及入学者入学前ノ教育別 自明治四十五年四月至大正元年九月」『教務書類 (本部) /明治四十五年度』一九一二年一〇月二八日
- 33) 前掲「学生募集広告ノ件」『教務書類 甲/明治四十五年度』
- 34) 前掲「学生生徒調査表進達の件 東北帝国大学理科大学学生生徒入学志願者及入学者入学前ノ教育別 自明治四十五年四月至大正元年九月」。臨時教員養成所については、杉本和也「臨時教員養成所の設立と機能について」『教育學雑誌』三一、一九九七年、同「中等教員養成史上における臨時教員養成所の位置と役割」『日本の教育史学』四三、二〇〇〇年
- 35) 江津前掲「東北帝国大学農科附属大学予科に関する一考察——大学令施行(1918年)以前における帝国大学予科の性格」
- 36) 「理科大学規程中改正案」『理学部関係規程綴 (理科大学を含む)』一九一二年一二月一四日
- 37) 前掲「理科大学規程中改正案」一九一三年一月四日
- 38) 前掲「理科大学規程中改正案」一九一三年一月六日
- 39) 前掲「理科大学規程中改正案」一九一三年二月四日、『官報』一九一三年二月五日
- 40) 「元仙台」となっているのは、この時期仙台高等工業学校は入学募集を停止し、東北帝国大学工学専門部が設置されていたことによる。また同じく仙台医学専門学校も入学募集を停止し、東北帝国大学医学専門部が置かれていた。
- 41) 前掲「理科大学規程」『東北帝国大学理科大学一覽 大正二・三年』、三四～三五頁
- 42) 「理科大学規程第十六条制定ノ趣旨」『東北帝国大学理科大学一覽 大正二・三年』東北帝国大学、一〇一～一〇二頁
- 43) 「理科大学規程第十六条制定ノ趣旨」『東北帝国大学理科大学一覽 大正三・四年』東北帝国大学、一四六～一四七頁、『東北帝国大学理科大学医科大学一覽 自大正四年 至大正五年』東北帝国大学、二二七～二二八頁
- 44) 「第二高等学校長三好愛吉発 乙第一六三号」『教務書類 甲/大正二年度』一九一三年六月一四日
- 45) 「第二高等学校長三好愛吉発 乙第一八〇号」『教務書類 甲/大正二年度』一九一三年六月二五日
- 46) 「転科ノ件」『教務書類 甲/大正二年度』一九一三年七月一日
- 47) 「入学願書受理期限延期ノ件」『教務書類 甲/大正二年度』一九一三年六月一四日
- 48) 「理科大学大正二年度収容予定人員ノ件」『教務書類 (本部) /明治四十五年度』一九一二年一月一日

- 49) 「入学許可取消ノ件」『教務書類（本部）／明治四十五年度』一九一三年七月二八日
- 50) 「入学許可取消」『教務書類（本部）／明治四十五年度』一九一三年八月一日
- 51) 「卒業生」『東北帝国大学農科大学一覧 自大正五年至大正六年』二〇七～二〇八頁、一九一三年七月五日の卒業。
- 52) 「佐藤公平 入学許可ノ件」『教務書類 甲／大正二年度』一九一三年八月一二日
- 53) 「学生生徒募集」『官報』一九一三年六月二三～二五日
- 54) 「選抜試験並ニ入学試験ニ関スル件」『教務書類 甲／大正二年度』一九一三年七月二一日
- 55) 「本郷寅太 入学許可指令」「徳永節衛 入学試験並ニ選抜試験ノ件」『教務書類 甲／大正二年度』一九一三年七月三一日。徳永は前年も受験している「体格検査不合格通知の件」『教務書類 甲／明治四十五年度』一九一二年八月八日
- 56) 「入学試験並ニ選抜試験ノ件」『教務書類 甲／大正二年度』一九一三年七月三一日。眞邊仙一、北村友圭は語学が課されての受験者。
- 57) 『東京朝日新聞』一九一三年八月六日朝刊五面。新聞報道の年齢は正確ではなく、当時牧田らくは二四歳、江澤駒路は三〇歳、黒田チカは二九歳、丹下ウメは四〇歳であった。湯川前掲書『近代日本の女性と大学教育』五七頁
- 58) 発専八九「女性の東北帝大受験に関する文部省から大学への照会」（東北大学史料館所蔵）
- 59) 湯川前掲書『近代日本の女性と大学教育』
- 60) 新田義之『澤柳政太郎：随時随所楽シマザルナシ』ミネルヴァ書房、二〇〇六年、二八頁
- 61) 文部次官在任期間は、福原鏝二郎が心得として一九〇六年一月一七日～一九〇六年七月一八日まで、澤柳政太郎が一九〇六年七月一八日から一九〇八年七月二一日まで、岡田良平が一九〇八年七月二一日～一九一一年九月一日まで、福原鏝二郎が一九一一年九月一日～一九一六年一〇月一三日まで。鄭賢珠「近代日本の文部省人事構造：明治中後期における「教育島」の形成」『史林』八八（三）、二〇〇五年、三八〇頁
- 62) 「官報掲載案（入学許可）」『教務書類 甲／大正二年度』一九一三年八月一三日
- 63) 「東北帝国大学理科大学学生生徒入学志願者及入学者入学前ノ教育別 自大正二年四月至同年九月」「学生生徒調査進達ノ件」『教務書類 甲／大正二年度』一九一三年一月六日。『教務書類 甲／大正二年度』中に見られる志願者実数は文中の通り、この集計よりも多い。
- 64) 「入学許可取消」『教務書類 甲／大正二年度』一九一三年八月一六日
- 65) 『東京朝日新聞』一九一三年八月一六日
- 66) 『東京日日新聞』一九一三年八月一六日。丹下ウメの一九一三年時の身分は日本女子大学校助手。蟻川芳子、宮崎あかね『白梅のように一化学者丹下ウメの軌跡』化学工業日報社、二〇一一年
- 67) 『東京読売新聞』一九一三年八月一六日
- 68) 「案ノ七（官報広告案）」「入学許可ノ件」『教務書類 甲／明治四十五年度』一九一二年八月一二日
- 69) 「入学許可」『官報』一九一二年八月一四日
- 70) 「東北帝国大学理科大学学生生徒入学志願者及入学者入学前ノ教育別 自明治四十五年四月至大正元年九月」「学生生徒調査表進達ノ件」『教務書類 甲／明治四十五年度』一九一二年一〇月二八日、前掲「東北帝国大学理科大学学生生徒入学志願者及入学者入学前ノ教育別 自大正二年四月至同年九月」「学生生徒調査進達ノ件」『教務書類 甲／大正二年度』。※中途退学者と卒業者の出身校は同数とカウント、東北帝国大学工学専門部は第十四条規程に含めず、中等教員免許状受領者の出身校内訳は史料上からは不明。

